茅ヶ崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス事業所等の事業継続に向けた支援として、茅ヶ崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援金の支給対象者）

第２条　支援金の支給対象者は、別表に掲げる介護サービス事業所等のうち次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

(1) 市内に所在するもの

(2) 令和５年２月１日以前に神奈川県又は市の指定等を受けて、申請日時点で現に運営しているもの

(3) 事業者の事業計画上、令和５年３月３１日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの

（支援金額）

第３条　支援金の支給額は、別表のとおりとする。

（支援金の申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする者は、茅ヶ崎市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

２　支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

３　第１項の申請は、ｅ-ｋａｎａｇａｗａ神奈川県電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合はこの限りでない。

（暴力団排除）

第５条　茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成２３年茅ヶ崎市条例第５号）第８条の規定に基づき、第４条に規定する申請をした者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　市長は、支援金の支給を受けた事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、第６条に規定する支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の支給決定）

第６条　市長は、第４条の規定による申請書が提出されたときは、これを速やかに審査し、支援金の支給をするときはその旨を、支援金の支給をしないときはその旨及びその理由を、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

（利用者への還元）

第７条　この支援金の支給を受けた者は、利用者への経済的還元に努めるものとする。

（報告及び調査）

第８条　市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（決定の取消し）

第９条　市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

(2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合

(3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

（支援金の返還）

第１０条　市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（書類の整備等）

第１１条　支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

２　支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第１２条　支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第１３条　その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年１２月１３日から施行する。

（失効）

２　この要綱は令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　令和５年３月３１日以前にこの要綱に基づき申請した支援金及び支援金の支給については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業所・施設種別 | 支給単価 |
| １ | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与及び居宅介護支援 | １事業所当たり１００，０００円 |
| ２ | 通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 | １事業所当たり４００，０００円 |
| ３ | 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 | １事業所当たり２００，０００円 |
| ４ | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、軽費老人ホーム | 定員１人当たり３０，０００円 |
| ５ | 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る） |

備考

１　各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。

２　介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、１つの事業所・施設として取り扱う。

３　介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、１つの事業所として取り扱う。

４　介護保険法第７１条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関を除く。

５　高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

６　令和４年度中の市内での運営月数が１２月に満たない事業所については、支給単価に令和４年度中において事業所を運営した月数（当該月数は、暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。